報告第７号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和元年１２月１１日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

記

項　　目		内　　容
発生日時・場所		令和元年１０月２８日　午後４時頃 飛騨市古川町上野ＪＡひだ吉城営農センター駐車場内
事故の概要		職員が公用車を駐車する際、隣に駐車中の相手車両との距離の目測を誤り、相手車両右前バンパーと接触し破損させた。
相手方		[redacted]
相手方損害額 市の過失割合		１１６，４７９円 １００％
損害賠償金		１１６，４７９円
内訳	保険金	１１６，４７９円
	一般財源	０円
専決年月日		令和元年１２月６日　専決第２号